

別紙第2

火元責任者要領

- 1 火元責任者は、受持区域内の火気取締りについて、常に次の事項について火災の予防に努めなければならない。
 - (1) 電気・ガスその他一切の点検をするとともに、残りの跡始末、煙草にの吸殻にいたるまで周到なる注意を払うとともに、他の教職員がみだりに残火、残灰などを捨てないように注意すること。
 - (2) 会議集会等に建物を使用させるときは、使用責任者に火気取締りについて十分注意を与え必ず後始末させるとともに、事後報告させること。
 - (3) 電熱器の使用は禁止し、かつその徹底を図ること。ただし、実験実習その他やむを得ない場合は、届出させて遺漏のないように指導すること。
 - (4) 「非常持出袋」を準備しておくこと。
 - (5) 油脂、薬品等可燃性物質の取扱について、特に厳重に注意をすること。
 - (6) 火災警報発令中その他非常災害の際は、火気取締りの点検を一層厳重にし、遺漏のないよう措置すること。
- 2 火元責任者は、事故発生のおそれのある個所を発見したときは、速やかに適切な処置を講じ、火災の防止を図るとともに、防火管理者又は防火責任者にその旨を報告するものとする。